



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
総務監察課法制文書室

定期第729号 令和6年8月6日発行

目次

【告示】

番号	表題	担当課名
409	県営土地改良事業の計画を変更した件	農山漁村振興課
410	同	同
411	地籍調査の成果を認証した件	同

【人事委員会告示】

番号	表題	担当課名
4	徳島県職員等（大学卒業程度）採用候補者名簿の確定	
5	採用候補者名簿の失効	

【労働委員会告示】

番号	表題	担当課名
3	地方公営企業等の労働関係に関する法律に基づき徳島県病院局職員のうち労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲を認定した件	

徳島県告示第四百九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり公告し、変更後の土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

令和六年八月六日

徳島県知事

後藤田

正

純

一 地区名

吉野川中部地区

二 事業名

広域営農団地農道整備事業

三 縦覧期間

令和六年八月十九日から

令和六年九月十三日まで

四 縦覧場所

吉野川市役所、美馬市役所及びつるぎ町役場

徳島県告示第四百十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり公告し、変更後の土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。
令和六年八月六日

徳島県知事 後藤田 正 純

- 一 地区名
吉野川中部二期地区
- 二 事業名
広域営農団地農道整備事業
- 三 縦覧期間
令和六年八月十九日から
令和六年九月十三日まで
- 四 縦覧場所
吉野川市役所、美馬市役所及びつるぎ町役場

徳島県告示第四百十一号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第一項の規定に基づき、つるぎ町長から認証の請求のあった地籍調査の成果については、同条第二項の規定により次のとおり認証した。

令和六年八月六日

徳島県知事 後藤田 正 純

- 一 1 調査を行った者の名称
つるぎ町
- 2 調査を行った時期
令和四年度及び令和五年度
- 3 成果の名称
美馬郡つるぎ町貞光字川見の残地・字日浦川向の一部・字川見西の一部・字三木枋の一部の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
美馬郡つるぎ町貞光の一部（貞光四十三地区）
- 5 認証年月日
令和六年七月二十六日
- 二 1 調査を行った者の名称
つるぎ町
- 2 調査を行った時期
令和四年度及び令和五年度
- 3 成果の名称
美馬郡つるぎ町（一字字平・字白木の一部）（一字三十一地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
美馬郡つるぎ町一字の一部（一字三十一地区）
- 5 認証年月日
令和六年七月二十六日

徳島県人事委員会告示第四号

職員の任用に関する規則（人事委員会規則四九）第四十条第一項の規定に基づき、次のとおり採用候補者名簿を
 確定したので、同条第三項の規定により公示する。

令和六年八月六日

徳島県人事委員会委員長 井内 秀典

採用候補者名簿の名称	確定年月日	採用試験の名称 及び施行年月日	採用候補者名簿に記載 されている採用候補者数
徳島県職員（大学卒業程度） 採用候補者名簿	令和六年七月三十日	徳島県職員採用試験（大学卒業程度） 第一次試験 令和六年六月十六日 第二次試験 令和六年七月六日、十二日 十五日、十六日、十七日 十八日、十九日、二十二日 及び二十三日	行政事務以下十七試験区分 百七十二名
徳島県市町村立小・中学校 職員（大学卒業程度） 採用候補者名簿	令和六年七月三十日	徳島県市町村立小・中学校職員採用試験 （大学卒業程度） 第一次試験 令和六年六月十六日 第二次試験 令和六年七月六日及び 十五日	学 校 事 務 八 名

徳島県人事委員会告示第五号

職員の任用に関する規則（人事委員会規則四九）第四十六条第一項第二号の規定に基づき、次の採用候補者名簿は、令和六年七月三十日をもって失効したので、同条第二項の規定により公示する。

令和六年八月六日

徳島県人事委員会委員長 井内 秀典

採用候補者名簿の名称	確定年月日
徳島県職員（大学卒業程度）採用候補者名簿	令和五年八月三日
徳島県市町村立小・中学校職員（大学卒業程度）採用候補者名簿	令和五年八月三日

徳島県労働委員会告示第三号

当委員会は、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第五条第二項の規定に基づき、徳島県病院局の職員が結成し、又は加入する労働組合について、同職員のうち労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条第一号に規定する者の範囲を令和六年七月二十五日認定したので、次のとおり告示し、令和五年徳島県労働委員会告示第三号（地方公営企業等の労働関係に関する法律に基づき徳島県病院局職員のうち労働組合法第二条第一号に規定する者の範囲を認定した件）は、廃止する。

令和六年八月六日

徳島県労働委員会会長 豊 永 寛 二

勤務箇所	労働組合法第二条第一号に規定する者
本局	<ul style="list-style-type: none"> 一 病院事業管理者の職にある者 二 局長、副局長、課長、政策調査幹、副課長及び課長補佐の職にある者 三 総務課の人事、給与又は労務を担当する係長、主任、主任主事及び主事の職にある者 四 経営改革課の係長（担当リーダーである係長に限る。）の職にある者
徳島中央病院立	<ul style="list-style-type: none"> 一 病院長、副院長及び院長補佐の職にある者 二 事務局長、事務局次長及び課長（労務を担当する課長に限る。）の職にある者 三 医療局長、医療局次長及び部長の職にある者 四 薬剤局長及び薬剤局次長の職にある者 五 医療技術局長及び医療技術局次長の職にある者 六 看護局長及び看護局次長の職にある者
徳島好病院立	<ul style="list-style-type: none"> 一 病院長、副院長及び院長補佐の職にある者 二 事務局長及び事務局次長の職にある者 三 医療局長、医療局次長及び部長の職にある者 四 医療技術局長及び医療技術局次長の職にある者 五 看護局長及び看護局次長（二人以上の看護局次長が置かれている場合にあつては、病院長の指定する看護局次長に限る。）の職にある者
徳島立病院	<ul style="list-style-type: none"> 一 病院長及び副院長の職にある者 二 事務局長及び事務局次長の職にある者 三 医療局長、医療局次長及び部長の職にある者 四 医療技術局長及び医療技術局次長の職にある者 五 看護局長及び看護局次長の職にある者